

## 特別警報並びに暴風警報等が発表されたときの措置

I : 枚方市に『特別警報』や『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合

午前7時	『特別警報』 発令中	◆臨時休業とします。 ◇この後に特別警報が解除されても「臨時休業」とします。
	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 発令中	児童の登校を見合わせ、解除になるまで <u>自宅待機</u> とします。 ◇次の判断は「 <u>午前9時現在</u> 」となります。
午前9時	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 発令中	児童の登校を見合わせ、解除になるまで <u>自宅待機</u> とします。 ◇次の判断は「 <u>午前10時現在</u> 」となります。
	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 解除	◇第2校時（9時35分）より授業開始。 ◇9時15分登校班集合場所へ集合・出発。 ※給食はあります。 ※下校は平常通りです。
午前10時	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 発令中	◆臨時休業とします。 ◇この後に特別警報が解除されても「臨時休業」とします。
	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 解除	◇第3校時（10時40分）より授業開始。 ◇10時15分登校班集合場所へ集合・出発。 ※給食はありません。 ご家庭で昼食の用意をお願いします。 ※12時20分頃～下校。
登校後	『特別警報』 発令	◆学校待機とします。 ※状況に応じて、教育委員会と連携した対応となります。
	『暴風警報』 『暴風雪警報』 『洪水警報』 発令	◇登校後に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合は原則、一旦学校待機とし、その後保護者の皆様への引き渡しとなります。

II : 枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

◇気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校からのミルメール配信でお知らせします。

III : 学校が休校の措置をとる時は、留守家庭児童会も閉室となります。ご注意ください。

◇午前9時～午前10時の間に解除されたときは 午後0時15分から、その後午前11時現在で警報が解除されているときは午後1時15分より開室されます。（詳細は留守家庭児童会にご確認ください。）

※「開パー」の活動については、直接「開パー」にご確認ください。

IV : 教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。

# 地震発生時における学校の対応について

R5年度保存版

- 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 家庭内の身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況・パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p><b>臨時休業</b></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。</p> <p>※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p><u>児童・生徒は、危険な場所を避け安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し</p> <p>【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）</p>
下校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

## ※留守家庭児童会室の対応について

- 登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業の際、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- 留守家庭児童会室登室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- 長期休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合は、学校対応の「登校前」から「下校中」までに準じた対応とします。